

令和元年

米沢市の工業

－ 工業統計調査結果報告書 －

米沢市

は　じ　め　に

工業統計調査は、我が国の製造業の実態やその活動状況を明らかにするため、統計法に基づく基幹統計調査として、毎年実施されています。

この報告書は、令和２年６月１日現在で実施された工業統計調査の結果を本市において独自に集計したものです。

本書が、各種施策の基礎資料としてはもちろん、各般にわたる参考資料として、広く御活用願えれば幸いと存じます。

終わりに、この調査の実施に当たり、格別の御協力をいただいた事業所各位及び調査員の方々に対し深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をお願い申し上げます。

令和４年３月

米沢市長　中川　勝

目 次

I	調査のしくみ	1
II	調査結果の概要	7
	―要約―	
1	事業所数	8
2	従業者数	10
3	製造品出荷額等	12
4	現金給与総額	14
5	原材料使用額等	17
6	在庫額（従業者30人以上の事業所）	18
7	付加価値額（従業者30人以上の事業所）	19
8	工業団地	21
III	付 表	
付表1	産業中分類別事業所数	22
付表2	従業者規模別事業所数	22
付表3	産業中分類別従業者数	23
付表4	従業者規模別従業者数	23
付表5	産業中分類別男女別従業者数	24
付表6	従業者規模別男女別従業者数	24
付表7	産業中分類別製造品出荷額等	25
付表8	従業者規模別製造品出荷額等	25
付表9	産業中分類別1事業所当たり製造品出荷額等	26
付表10	産業中分類別従業者1人当たり製造品出荷額等	26
付表11	産業中分類別原材料使用額等	27
付表12	従業者規模別原材料使用額等	27
付表13	産業中分類別現金給与総額	28
付表14	従業者規模別現金給与総額	28
付表15	産業中分類別常用労働者1人当たり現金給与総額	29
付表16	産業中分類別在庫額（従業者30人以上の事業所）	29
付表17	産業中分類別生産額（従業者30人以上の事業所）	30
付表18	産業中分類別付加価値額（従業者30人以上の事業所）	30
付表19	産業中分類別1事業所当たり付加価値額（従業者30人以上の事業所）	31
付表20	産業中分類別従業者1人当たり付加価値額 （従業者30人以上の事業所）	31
付表21	産業中分類別付加価値率・現金給与率・労働分配率 原材料率・在庫率（従業者30人以上の事業所）	32
付表22	工業団地別事業所数	33
付表23	工業団地別従業者数	33
付表24	工業団地別製造品出荷額等	33
付表25	市町別事業所数・従業者数・製造品出荷額等 付加価値額（従業者4人以上の事業所）	34

IV 統計表

第 1 表	産業中分類別統計表（全事業所）	35
第 2 表	産業中分類別統計表（従業者 30 人以上の事業所）	37
第 3 表	産業中分類別統計表（従業者 29 人以下の事業所）	41
第 4 表	産業中分類別 1 日当たり水源別用水量・1 日当たり用途別用水量 工業用地統計表（従業者 30 人以上の事業所）	42
第 5 表	従業者規模別統計表	43
第 6 表	従業者規模別有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 7 表	従業者規模別工業用地（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 8 表	従業者規模別 1 日当たり水源別用水量 1 日当たり用途別用水量（従業者 30 人以上の事業所）	44
第 9 表	町丁・地区別統計表（全事業所）	45
第 10 表	工業団地別統計表（全事業所）	55

I 調査のしくみ

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される統計調査である。

3 調査の期日

2020年工業統計調査（令和元年実績）は、令和2年6月1日現在で実施した。

事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の実績により調査している。

4 調査の範囲及び集計方法

- (1) 「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の範囲は、日本標準産業分類に掲げる大分類「E―製造業」に属する事業所を調査の対象としている。ただし、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所については、この限りでない。
- (2) 本書において、「平成23年」は「平成24年経済センサス―活動調査」、「平成27年」は「平成28年経済センサス―活動調査」の数値である。それ以外の年次の数値は工業統計の数値である。
- (3) 「平成28年経済センサス―活動調査」においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票で把握した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の項目については含まれていない。
- (4) 「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税抜きの回答であっても消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

5 本調査における製造業の定義

- (1) 製造業とは、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品（必ずしも完成品を意味するものでなく半製品も含まれる。）を製造し、これを卸売する事業所をいう。また、ここでいう卸売とは、次の業務をいう。
 - (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。
 - (イ) 産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量又は多額に製品を販売すること。
 - (ウ) 業務用に主として使用される商品（事務用機械、設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。
 - (エ) 同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。
 - (オ) 店舗を持たない製造卸のみを行っている事業所が、自ら製造したものを通信販売（インターネットによる販売を含む）により直接消費者に販売すること。
- (2) 他企業の所有に属する原材料に加工処理を行い、加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。ただし、直接個々の家庭消費者から加工を委託された場合は、製造業としない。
- (3) 修理を専業としている事業所は、製造業としない。ただし、船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機のオーバーホールを行う事業所については、過去1年間に製造行為を行わなくても、製造業とする。

- (4) 機械修理工場であっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。
- (5) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家取得物の原材料を使用して、製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者がいる場合は、製造業とする。
- (6) 廃棄物を収集・分別し、処分場等へ運搬している事業所は、製造業としない。ただし、再生可能な廃棄物に自ら加工処理を行い、有価物として出荷することが主たる事業である場合は、製造業とする。

6 調査の種類及び方法

- (1) 甲調査・・・・・・従業員30人以上の事業所
- (2) 乙調査・・・・・・従業員29人以下の事業所（従業員3人以下は本市独自調査）
調査の方法は自計申告によるもので、申告者は事業所の管理責任者である。
調査票の配布及び収集は、次の三つの方法により行った。
 - ① 調査員調査　　： 山形県知事が任命する工業統計調査員が、市長の指揮監督を受けて調査票を配布・回収する。（本市独自調査は米沢市長が任命）
 - ② 本社一括調査　： 二以上の事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定する本社一括調査企業に対し経済産業省が調査票を送付し、企業の本社等が企業に属する事業所について一括して報告する。
 - ③ 国直送調査　　： 本社一括調査の指定を受けていない二以上の事業所を有する企業に属する事業所に対し、経済産業省が調査票を送付・回収する。

7 集計事項の説明

- (1) 「従業員数」とは、「常用労働者数」と「個人事業主」及び「無給家族従業員数」の合計であり、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業員に含めない。
- (2) 「製造品出荷額等」とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「製造工程からでたくず・廃物の出荷額」及び「その他の収入額（修理工料収入、転売収入など）」の合計額である。なお、「その他の収入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。
- (3) 「現金給与総額」とは、雇用者に対する「基本給」、「諸手当」、「期末賞与」、「退職金」、「解雇予告手当」、「出向・派遣受入者に係る支払額」及び「臨時雇用者に対する給与」など、すべての現金給与の合計金額である。
- (4) 「原材料使用額等」とは、「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計である。なお、「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。
- (5) 「在庫額」とは、「製造品」、「半製品」、「仕掛品」、「原材料」、「燃料などで事業所の所有に属するもの」を帳簿価額によって記入したものである。また、原材料を他に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫については、委託した工場の在庫に合算している。
- (6) 「有形固定資産」のうち、「取得額」とは、「購入」、「建設」、「自家製作」、「同一企業に属する他の事業所からの受け入れ」、又は「建設仮勘定からの振替」などによる増加額である。
「除却額」とは、「売却」、「撤去」、「同一企業に属する他の事業所への引き渡し」、又は「滅

失」による減少額である。「減価償却額」は、「減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額」、「減価償却累計額として計上された額」である。

- (7) 「工業用地」は、令和2年6月1日現在において事業所が使用（賃貸を含む。）している敷地の全面積である。
- (8) 工業用水は、令和元年の1年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した1日当たり用水量である。

8 算式

本書での算式は次のとおり。

(1) 生産額（従業者30人以上の事業所）

製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(2) 付加価値額

(ア) 従業者30人以上の事業所

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額

※「消費税を除く内国消費税額」とは、出荷数量等から推計した「推計酒税、たばこ税、地方揮発油税の合計額（年間）」である。

(イ) 従業者4人以上29人以下の事業所

製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(3) 粗付加価値額

製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

(4) 1事業所当たり製造品出荷額等

{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）} ÷ 事業所数

(5) 従業者1人当たり製造品出荷額

{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）} ÷ 従業者数

(6) 従業者1人当たり現金給与総額

現金給与総額 ÷ 従業者数

(7) 現金給与率（従業者30人以上の事業所）

現金給与総額 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）} × 100

(8) 労働分配率（従業者30人以上の事業所）

現金給与総額 ÷ 付加価値額 × 100

(9) 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額（従業者30人以上の事業所）

常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与額 ÷ （常用雇用者数＋有給役員数）

(10) 原材料率（従業者30人以上の事業所）

原材料使用額等 ÷ {製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消

費税額}} × 100

(11) 在庫投資額（従業者30人以上の事業所）

年末在庫額合計－年初在庫額合計

(12) 在庫率（従業者30人以上の事業所）

年末在庫額合計÷製造品出荷額等×100

(13) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上の事業所）

有形固定資産取得額＋建設仮勘定の増減額

(14) 1事業所当たり付加価値額

付加価値額÷事業所数

(15) 従業者1人当たり付加価値額（従業者30人以上の事業所）

付加価値額÷従業者数

(16) 付加価値率（従業者30人以上の事業所）

付加価値額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額}} × 100

9 産業分類について

(1) 工業統計調査用産業分類について

産業中分類については、別表1「産業中分類略称一覧表」より略称を用いた。一覧表において、分類番号の○印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他型産業に区分される。

なお、例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

また、「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、別表2のとおりである。

(2) 「産業細分類別統計表」及び「商品分類別・製造品・賃加工品・その他収入統計表」について

工業統計表において、産業分類は、原則として日本標準産業分類により行われているが、事業所を産業別に集計するための産業格付方法は次のとおりである。

(ア) 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所の場合は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

また、複数の品目を製造加工している事業所の場合は、品目6桁番号の上2桁（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定し、次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

(イ) 特殊な方法

上記の方法以外に原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがある。その産業とは、「中分類22鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸

鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引拔鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

したがって、中分類の異なるいくつかの品目を製造・加工している事業所は、その製造・加工品目中の代表性の高い中分類により産業格付が決定され、産業格付に使用された中分類品目以外の出荷額等も産業格付けされた中分類品目の出荷額等とみなされるため、同一の事業所であっても、年によっては、それぞれの製造・加工品目の出荷額等の変動により中分類の産業格付が相違することがある。

10 利用上の注意

- (1) 工業統計は従業者 4 人以上の事業所を対象に実施しているが、従業者 3 人以下の事業所については、本市独自に調査（届出統計）を実施している。
- (2) 本書は、本市において独自集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表される数値と若干相違することもありうる。
- (3) 調査日現在において休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所等は除かれている。
- (4) 本書に掲載した数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。
- (5) 本書の中で、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満を示す。「x」は事業所数が 1 又は 2 の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数が 3 以上あっても、各統計表の関連から、秘匿したものもある。ただし、従業者数の取扱いについては、平成 17 年 8 月から秘匿を解除することができるようになったため、秘匿していない。

問い合わせ先：米沢市企画調整部政策企画課 統計調査担当 〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目 2 番 2 5 号 TEL:0238-22-5111(代) 内線 2705

別表 1 産業中分類略称一覧表

分類番号	産業中分類名	略称	分類番号	産業中分類名	略称
0 9	食料品製造業	食料	○ 2 1	窯業・土石製品製造業	土石
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料等	○ 2 2	鉄鋼業	鉄鋼
1 1	繊維工業	繊維	○ 2 3	非鉄金属製造業	非鉄
○ 1 2	木材・木製品製造業 (家具を除く)	木材	○ 2 4	金属製品製造業	金属
1 3	家具・装備品製造業	家具	☆ 2 5	はん用機械器具製造業	はん用機械
○ 1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	☆ 2 6	生産用機械器具製造業	生産用機械
1 5	印刷・同関連業	印刷	☆ 2 7	業務用機械器具製造業	業務用機械
○ 1 6	化学工業	化学	☆ 2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
○ 1 7	石油製品・石炭製品製造業	石油	☆ 2 9	電気機械器具製造業	電機
○ 1 8	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	プラスチック	☆ 3 0	情報通信機械器具製造業	情報
○ 1 9	ゴム製品製造業	ゴム	☆ 3 1	輸送用機械器具製造業	輸送
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	3 2	その他の製造業	その他

※分類番号の○印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他型産業に区分される。

別表 2 中分類 1 8 プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

※分類番号が 3 桁は小分類番号、4 桁は細分類番号となっており、それぞれ上 2 桁が中分類番号をあらわしている。